

## 香美町農業委員会総会(第4回)議事録

- 1 開催日時 令和2年6月25日(木) 9:30~10:28
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(12人)
  - 会長 1番 亀村 庄二
  - 会長職務代理者 2番 古川 功兒
  - 委員 3番 岡田 久志
  - 5番 井村 壽之
  - 6番 文堂 福一
  - 7番 中村 成一
  - 8番 門垣 日出男
  - 10番 山本 薫
  - 11番 山本 太一
  - 12番 吉川 正人
  - 13番 橋本 幸長
  - 14番 前田 精一
- 4 欠席農業委員(2人)
  - 4番 西村 功
  - 9番 中村 彰男
- 5 出席農地利用最適化推進委員(10人)
  - 代表 1番 中川 君雄
  - 2番 高田 勝
  - 3番 青山 政行
  - 4番 原 君枝
  - 5番 小林 隆夫
  - 6番 田中 晃
  - 7番 田野 豊博
  - 副代表 8番 東垣 泰彦
  - 9番 毛戸 良久
  - 10番 本上 純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(0人)
- 7 議事日程
  - 第1 会期の決定 6月25日 1日間
  - 第2 議事録署名委員の指名
  - 第3 報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 第4 議案第13号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
  - 第5 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 藤原 博文
  - 事務局次長 福島 功
  - 書記 寺川 公人
- 9 会議の概要
  - 議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。  
(異議なし)
  - 議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
  - 議 長 続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。  
本日の議事録署名委員は6番「文堂福一委員」と7番「中村成一委員」にお願いしたいと思いますが、  
ご異議ございませんか。  
(異議なし)
  - 議 長 異議なしの声がありますので、6番「文堂福一委員」と7番「中村成一委員」よろしくお願ひします。

議 長	報告事項として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を2件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございますか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に、日程第4 議案第13号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①1ページから8ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第13号の番号1番の申請について、6月22日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と担当委員であります「中村成一委員」が現地調査をしていますので、「中村成一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
7番	申請場所は、県道香住村岡線を村岡側から小原区へ少し入りますと、七花寺霊場の幟が立っている雑種地がありますが、その雑種地の山側に畑がありますが、その畑が申請地です。 申請地は、野菜や花等が植えてありました。 申請内容ですが、経営規模縮小を考える譲渡人の要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「中村成一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第13号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第13号 番号2番の申請について、6月22日に現地調査委員であります「西村 功委員」と「文堂福一委員」、担当委員であります「古川功兒委員」が現地調査をしていますので、「古川功兒委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
2番	申請場所は、以前にも申請のあった圃場の隣接した地にあります。県道香住村岡線の長須集落と高津集落間の中ほどの大きなカーブ手前、矢田川沿いの区画整理された圃場の一角にあります。長須バス停から村岡方面にむかって約300mのぼった県道沿いの右下の5枚の圃場の一番上流側に位置しております。 申請地は、水稻は作付けされておりましたが、きっちりと保全がなされておりました。 申請内容ですが、経営規模拡大を考えている譲受人の要望に譲渡人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。

議 長 「古川功兒委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第13号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。

議 長 次に、日程第5 議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案の朗読をする。

議 長 事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。

農林担当 「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。

議 長 担当者からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定します。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟